

鳥取市食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第10号

鳥取市食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市食品衛生条例施行規則（平成30年鳥取市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

- 2 法第55条第1項の許可を受けた者は、ふぐ処理師（省令別表第17第1号へに規定するふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者をいう。）又は生食用食肉取扱者（生食用食肉の加工又は調理を行う者をいう。）に変更があったときは、営業許可申請書・営業届（変更）（様式第10号）により市長に速やかに届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。